

令和2年度

東京国際空港発注補助業務

特記仕様書

令和元年12月

国土交通省関東地方整備局
東京空港整備事務所

1. 業務概要

本業務は、東京空港整備事務所における東京国際空港整備事業等に関する工事設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算根拠資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、業務発注担当部署における工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

なお、本業務は入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 業務場所

東京国際空港の対象工事現場（調査現場を含む）

3. 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日までとする。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
東京国際空港 発注補助業務	発注補助業務			
	工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成	式	1	別紙のとおり
	積算根拠資料作成	式	1	別紙のとおり
	積算システムへの積算データ入力	式	1	別紙のとおり
	打合せ	回	72	
	協議・報告	回	3	
	照査	式	1	
成果物	式	1		

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「空港発注者支援業務共通仕様書」（国土交通省航空局 平成29年1月）の定めによるものとし、これにより難しい場合については、「空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書」（国土交通省航空局 平成31年4月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を留意しなければならない。

- (1) 管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工事実施状況及び関係機関と調整を行った事項を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。
- (3) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

5-3 業務の内容

5-3-1 積算に必要な現地調査

実施内容は、「空港発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 1) の内容とする。
なお、具体的な実施内容は以下のとおりとする。現地調査は未計上のため、現地調査が必要な場合は、調査職員と受注者で、調査時期等について事前に別途協議するものとし、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

- ・ 積算に必要な資料の賃借・内容の把握
- ・ 現地調査に係る事前協議及び資料作成
- ・ 現地調査(現場条件等の確認)

5-3-2 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

実施内容は、「空港発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 2) の内容とする。
なお、具体的な実施内容は、以下のとおりとする。

- ・ 工事発注図面の作成
- ・ 数量総括表(数量計算書)の作成
- ・ 特記仕様書(案)の作成(施工条件明示の検討含む)
- ・ 見積、特別調査依頼案件の抽出

5-3-3 積算根拠資料作成

実施内容は、「空港発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 3)の内容とする。
なお、具体的な実施内容は、以下のとおりとする。

- ・ 積算条件資料の作成
- ・ 積算根拠資料の作成

5-3-4 積算システムへの積算データ入力

実施内容は、「空港発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 4)の内容とする。
なお、具体的な実施内容は、以下のとおりとする。

- ・ 積算システムへのデータ入力(概算算出(空港等維持工事及び変更積算除く)及び総価契約単価合意方式における単価協議資料の作成を含む)
- ・ 入力データの確認(根拠情報出力による確認)

5-3-5 打合せ

打合せは、対象工事毎または複数工事毎等に行うものとし、業務着手時、中間時、成果納入時の計3回、対象工事の目的、内容を把握し、作業手順について調査職員と管理技術者が打合わせを行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

打合せ等に係る旅費については、東京駅～羽田空港国内線ターミナルを想定して計上している。なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に変更契約するものとする。

5-3-6 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、中間報告、最終報告の計3回行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

打合せ等に係る旅費については、東京駅～羽田空港国内線ターミナルを想定して計上している。なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本・支店の最寄り駅からの旅費に変更契約するものとする。

5-3-7 照査

実施内容は、「空港発注者支援業務共通仕様書」2-1-2 5)のとおり照査を行うものとする。

5-4 対象工事

本業務の対象工事は、以下のとおりとするが、対象工事数毎の作業内容は、別紙一覧表によるものとする。なお、対象工事の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

□令和2年度対象件名

公告対象件名	件数	工 期 (参考)
東京国際空港 際内トンネル他築造等工事 (十一次変更)	1	平成28年6月 ~ 令和2年5月
東京国際空港 N地区エプロン他舗装等工事 (二次変更)	1	令和元年6月 ~ 令和2年5月
東京国際空港 A滑走路他舗装改良工事 (二次変更)	1	令和元年12月 ~ 令和2年10月
東京国際空港 多摩川護岸改良工事 (変更)	1	令和元年12月 ~ 令和2年11月

対象工事名	件数	工 期 (参考)
東京国際空港 C滑走路他 (空港等土木工事)	2	令和2年4月 ~ 令和3年3月
		上期1件 下期1件
東京国際空港 C誘導路他 (空港等土木工事)	2	令和2年4月 ~ 令和3年3月
		上期1件 下期1件
東京国際空港 A誘導路他 (空港等土木工事)	2	令和2年4月 ~ 令和3年3月
		上期1件 下期1件
東京国際空港 POL場周道路 (空港等舗装工事)	2	令和2年4月 ~ 令和3年3月
		上期1件 下期1件
東京国際空港 A滑走路他 (空港等舗装工事)	2	令和2年4月 ~ 令和3年3月
		上期1件 下期1件
東京国際空港 多摩川護岸 (空港等土木工事)	4	令和2年4月 ~ 令和3年3月
		上期2件 下期2件
東京国際空港 穴守橋東交差点 (空港等舗装工事)	2	令和2年4月 ~ 令和3年3月
		上期1件 下期1件
東京国際空港 周辺海域 (港湾等浚渫工事)	2	令和2年4月 ~ 令和3年3月
		上期1件 下期1件
東京国際空港 D滑走路 (空港等維持工事)	2	令和2年4月 ~ 令和3年3月
		上期1件 下期1件

5-5 実施体制

- (1) 管理技術者の資格は、「空港発注者支援業務共通仕様書」 1-1-5 に規定する定めによるものとし、定めのないものについては、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区分	資格等
管理技術者	・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木) I種又はII種

- (2) 本業務を円滑に実施するために、管理技術者のほか、担当技術者の配置は、「空港発注者支援業務共通仕様書」 1-1-6 に規定する定めによるものとし、定めのないものについては、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区分	資格等
担当技術者	・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木) I種又はII種

- (3) 担当技術者は業務の実施にあたって、関連する空港工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「空港請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。

5-6 成果物

業務完了時には、「空港発注者支援業務共通仕様書」1-1-15に基づき、成果物及び提出資料を取りまとめるのうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品

CD-R又はDVD-R 2枚

6. 貸与資料

- (1) 本業務に必要な以下の資料等は、貸与するものとする。なお、積算数量登録補助システムについては、調査職員の立会のもと、当該システムのインストール及びアンインストールを行うものとする。
- ・ 対象工事の設計資料等
 - ・ 積算数量登録補助システム（DVD-ROM）
 - ・ その他必要と認められる資料等
- (2) 積算数量登録補助システムを使用するために必要なパソコンの機能
- ① 機種：MS-Windows 7，10が動作するPC/AT互換機
 - ② CPU：Intel PentiumⅢ 1GHz以上（Pentium4 2.8GHz以上推奨）
 - ③ メモリ：1GB RAM(32bit OS時)または、2GB RAM(64bit OS時)
 - ④ HDD：OS領域を除いて2.0GB以上の空きが有ること（4GB以上推奨）
 - ⑤ ディスプレイ：解像度がカラー1024×768ピクセル以上（カラー1280×1024ピクセル以上推奨）
 - ⑥ OS：以下のOSのいずれか
 - ・ MS-Windows 7（SP1）
 - ・ MS-Windows 10（1803）
 - ⑦ ウイルス対策：最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。
- (3) 受注者は、貸与された資料の必要が無くなった場合には、速やかに返却するものとする。

7. その他

- (1) 本業務において、複数の担当技術者を配置する場合は、統一された作業着やヘルメット等を着用しなければならない。
- (2) 図面は、「CAD製図基準（案）」に基づいて作成しなければならない。また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。
- (3) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。

(4) 技術提案

① 業務計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、業務計画書に記載するものとする。

② 業務計画の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と別途協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、業務計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

③ 技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

④ その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

(5) 配置技術者の確認について

- 1) 受注者は、業務計画書（「空港発注者支援業務共通仕様書」1-1-11業務計画書）の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
- 2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
 - ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
- 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付すものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
- 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても同様とする。
- 6) 本業務を実施するにあたり、業務用自動車により空港制限区域内に立ち入る場合は、受注者において必要な許可を得なければならない。

以上

対象工事数一覧表【想定】

業種別：空港土工工事、空港舗装工事、空港維持工事

工種数	積算種別	工事数	工事発注図面等作成					積算根拠資料作成			積算システムへの積算データ入力	積算に必要な現地調査	
			設計資料等の確認	工事発注延長等の検討	発注図面の作成	数量総括表の作成	特記仕様書(案)の作成	見積・特別調査案件の抽出	積算条件資料	経済比較資料			積算根拠資料
2迄	標準積算												
	類似積算												
	変更積算①												
	変更積算②												
	修正積算												
3～4迄	標準積算												
	類似積算												
	変更積算①												
	変更積算②												
	修正積算												
5～7迄	標準積算												
	類似積算	3							3		3	3	
	変更積算①												
	変更積算②	3			3	3	3		3		3	3	
	修正積算												
8～11迄	標準積算												
	類似積算	6			4	4	5	5	6		6	6	
	変更積算①												
	変更積算②	9			8	8	9		9		9	9	
	修正積算												
12以上	標準積算												
	類似積算												
	変更積算①												
	変更積算②												
	修正積算												
工事数の合計		21											

※変更①は、新規工種追加の場合、変更②は数量精算の場合。

工事種別数	事業区分	工事区分	積算種別				
				設計に必要な現地調査	工事発注図書及び数量総括表の作成	積算資料作成	積算システムへの積算データ入力
5種以上	道路新設・改良	道路改良及びトンネル(NATM)	当初発注				
		道路改良及びトンネル(NATM)	変更積算			1	
工事数の合計						1	

業種別：港湾等浚渫工事

工種数	積算種別	工事数	工事発注図面等作成						積算根拠資料作成			積算システムへの積算データ入力	積算に必要な現地調査
			設計資料等の確認	工事発注延長等の検討	発注図面の作成	数量総括表の作成	特記仕様書(案)の作成	見積・特別調査案件の抽出	積算条件資料	経済比較資料	積算根拠資料		
2迄	標準積算												
	類似積算												
	変更積算①												
	変更積算②												
	修正積算												
3～4迄	標準積算												
	類似積算	1							1		1	1	
	変更積算①												
	変更積算②	1			1	1	1		1		1	1	
	修正積算												
5～7迄	標準積算												
	類似積算												
	変更積算①												
	変更積算②												
	修正積算												
8～11迄	標準積算												
	類似積算												
	変更積算①												
	変更積算②												
	修正積算												
12以上	標準積算												
	類似積算												
	変更積算①												
	変更積算②												
	修正積算												
工事数の合計		2											

※変更①は、新規工種追加の場合、変更②は数量精算の場合。